

○少年補導職員に関する訓令

(昭和48年 8 月31日沖縄県警察本部訓令第24号)

改正昭和49年12月28日訓令第22号平成 3 年 3 月30日訓令第 4 号平成 5 年 3 月31日訓令第 2 号平成 7 年 3 月
22日訓令第 5 号平成11年 5 月 7 日訓令第11号平成14年12月25日訓令第25号平成19年 3 月30日訓令第 8 号平
成20年 2 月29日訓令第 5 号平成30年 3 月20日沖縄県警察本部訓令第12号

(目的)

第1条 この訓令は、少年補導職員の任務、任命、報酬、勤務時間、分限等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 少年補導職員は、次に掲げる少年警察活動に従事するものとする。ただし、第6号に掲げる少年警察活動に従事できる少年補導職員は、少年法（昭和23年法律第168号）第6条の2第3項に規定する警察職員に指定された少年補導職員に限る。

- (1) 街頭補導
- (2) 少年相談
- (3) 継続補導
- (4) 被害少年の保護
- (5) 有害環境の発見
- (6) 触法少年及びぐ犯少年に係る事件の調査
- (7) その他少年の非行の防止上必要と認められる活動

2 前項の職務の範囲に関する基準は、おおむね別表のとおりとする。

3 少年補導職員が第1項の職務を遂行する場合においては、沖縄県警察の少年警察活動に関する訓令（平成19年沖縄県警察本部訓令第27号）を準用する。

(任命)

第3条 少年補導職員は、沖縄県警察本部長（以下「本部長」という。）が任命する。

(任期)

第4条 少年補導職員の任期は1年とする。

2 少年補導職員は再任することができる。

(配置及び総合運用)

第5条 少年補導職員を配置する部署及びその配置人員は、別に定める。

2 生活安全部少年課長は、必要があると認めるときは、本部長の指揮を受けて、警察署に配置されている少年補導職員を総合運用することができる。

(報酬及び旅費)

第6条 少年補導職員に支給する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによるものとする。

(勤務時間、休憩時間等)

第7条 少年補導職員の勤務日、勤務時間及び休憩時間は、次の各号に定めるところとする

る。

- (1) 勤務日 1 週間に付き 5 日以内
 - (2) 勤務時間 1 週間に付き 30 時間以内
 - (3) 休憩時間 1 日の勤務時間が 6 時間を超える場合は 1 時間とする。
- 2 前項の勤務時間の割りふりについては所属長が定める。
 - 3 所属長は、特に必要がある場合においては、4 週を平均し 1 週間の勤務日が 5 日を超えず、かつ、1 週間の勤務時間が 30 時間を超えない範囲内で、特定の週において 30 時間を超えて勤務させることができる。

(勤務計画)

第 8 条 所属長は、毎月 25 日までに勤務計画表（様式第 1 号）を策定し、少年補導職員に翌月の勤務日、勤務時間及び勤務重点等を示すものとする。

- 2 少年補導職員は、前項の勤務計画に従って勤務しなければならない。
- 3 所属長は、特別の事情により必要があると認める場合においては、第 1 項の勤務計画を変更することができる。

(勤務日誌)

第 9 条 少年補導職員は、勤務の状況を明らかにするため、勤務日誌（様式第 2 号）に所要事項を記載し、これを翌日までに所属長に提出しなければならない。

(分限)

第 10 条 少年補導職員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その意に反して解任することができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えない場合又は長期の休養を要する場合
- (3) この訓令に違反した場合
- (4) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (5) 少年補導職員たるにふさわしくない非行のあった場合

(服務の根本基準)

第 11 条 少年補導職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、勤務の遂行に当たっては、全力をあげてこれに専念しなければならない。

(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)

第 12 条 少年補導職員は、その職務を遂行するに当たっては、法令、条例、規則及び訓令に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第 13 条 少年補導職員は、その職の信用を傷つけ、又は警察職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第 14 条 少年補導職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合は、本部長の許可を受けなければならない。
- 3 前 2 項については、その職を退いた後もまた同様とする。

(指導監督及び教養)

第15条 少年補導職員に対する所属長及び幹部の指導監督並びに教養については、沖縄県警察の処務に関する訓令（昭和47年沖縄県警察本部訓令第3号）を準用する。

(特別教養)

第16条 生活安全部少年課長は、別に定めるところにより、少年補導職員に対して必要な知識及び技能の教養を行なうものとする。

(災害補償)

第17条 少年補導職員が任務遂行に関して災害を受けた場合における補償は、沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（昭和47年沖縄県条例第10号）による。

附 則

この訓令は、昭和48年9月1日から施行する。

附 則（昭和49年12月28日訓令第22号）

この訓令は、昭和50年1月1日から施行する。

附 則（平成3年3月30日訓令第4号）

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月31日訓令第2号）

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月22日訓令第5号）

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、警務部の次席職及び警察署の次長職の廃止に関する部分については平成6年4月1日、防犯部及び派出所の名称変更並びに警察本部の部の規定順の変更に関する部分については平成6年11月1日から適用する。

附 則（平成11年5月7日訓令第11号）

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の少年補導職員に関する訓令の規定は、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成14年12月25日訓令第25号）抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第8号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月29日訓令第5号）

この訓令は、平成20年2月29日から施行する。

附 則（平成30年3月20日沖縄県警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

少年補導職員の職務範囲の基準

項目	職務内容
1 街頭補導	非行少年、不良行為少年、被害少年及び要保護少年（以下「非行少年等」という。）を早期に発見するため、少年の非行が行われ

	やすい場所及び時間を把握し、警察官、ボランティア等と連携を図りながら、計画的かつ効果的な活動を実施する。
2 少年相談	少年又は保護者その他の関係者からの少年に関する電話又は面接による相談に応じ、適切な処理を行う。
3 継続補導	街頭補導又は少年相談によって把握した非行少年等で保護者等から継続補導の依頼があったとき又は少年の非行防止上特に必要があると認めたときは、保護者及び学校関係者その他の適当な者の協力を得ながらその問題性が除去されるまでの間、引き続き注意、助言、指導等を行う。
4 被害少年の保護	少年相談や事件処理等を通じて把握した非行少年等のうち、犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受け、精神的打撃の軽減を図るため特に支援が必要と認められる少年に対する支援活動を行う。
5 有害環境の発見	少年に有害な影響を与えると認められる出版物、興業、玩具、広告物等の発見等を行う。
6 触法少年及びぐ犯少年に係る事件の調査	指定された少年補導職員は、上司である警察官の命を受け、触法少年及びぐ犯少年に係る事件の原因及び動機並びに当該少年の性格、行状、経歴、教育程度、環境、家庭の状況、交友関係等を明らかにするために必要な調査を行う。
7 その他少年非行の防止上必要と認められる活動	(1) 非行防止教室の実施 (2) 家庭、学校、職場及び関係機関団体等との連携 ア 少年の非行ケースについて、その家庭、学校、職場等に対する連絡、調査及び助言等の実施 イ 職務上必要と認められる関係機関、団体、有志等との連携 (3) 広報活動 ア 少年非行防止に関する会議、講演会等への出席 イ 広報車等による街頭放送の実施 ウ ラジオ、テレビ等への出演 (4) その他特命事項 所属長において特に必要と認める事務

様式第1号

少年補導職員勤務計画

[別紙参照]

様式第2号

勤務日誌

[別紙参照]